

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（第2回）における
意見の概要

平成25年11月8日

明石市長 泉 房穂

第1 司法改革の理念の再確認

1 国民のための司法

弁護士目線の“小さな司法”から、国民目線の“大きな司法”へ

（司法を、遠くの高嶺の花ではなく、日本全国どこに住んでいても、
お金がなくても、国民誰もが少し手をのばせば届く身近なものに）

2 国民のための法曹

知識偏重の“狭い法曹”から、社会に目を向けた“広い法曹”へ

（変化していく社会のニーズに応えられる多様性のある法曹の養成）

第2 法曹有資格者の活用分野と課題（地方自治体の場合）

1 具体的な活用分野 *別紙「明石市における弁護士職員の活用分野」参照
法務分野のみならず、幅広い分野での活用が可能かつ有用

- ①市民向け法律相談（市民の顧問弁護士の役割）
- ②福祉等との連携による総合的支援
- ③職員向け法律相談（職員の顧問弁護士の役割）
- ④職員の能力向上
- ⑤コンプライアンス施策
- ⑥法規等のチェック（狭義の法務分野）
- ⑦訴訟対応
- ⑧債権管理・回収
- ⑨条例や政策の立案
- ⑩その他（市民向けセミナーの講師など）

2 検討課題

(1) 地方自治体で活躍できる専門性を有した法曹の養成

- ①法科大学院での養成（行政関連科目や福祉関連科目の履修など）
- ②司法修習での養成（自治体や福祉施設でのインターンなど）
- ③司法修習後の養成（養成担当法律事務所での受け入れなど）

(2) 地方自治体における採用を促進する方策の実施

- ①自治体との連携強化（自治体政策支援プロジェクトの実施など）
- ②マッチングの支援（行政連携センターの開設など）
- ③周辺環境の整備（弁護士会の会費や研修の免除猶予など）

第3 活動領域の拡大に関する国民的議論の必要性

- 1 広報活動の充実化（ホームページや広報誌の積極活用など）
- 2 市民フォーラムの開催（法務省と日弁連の共催で）
- 3 実態調査の実施（地方自治体の首長へのアンケートなど）

明石市における弁護士職員の活用分野

1. 市民向け法律相談（市民の顧問弁護士の役割）
2. 福祉等との連携による総合的支援
3. 職員向け法律相談（職員の顧問弁護士の役割）
4. 職員の能力向上
5. コンプライアンス施策
6. 法規等のチェック（狭義の法務分野）
7. 訴訟対応
8. 債権管理・回収
9. 条例や政策の立案
10. その他

1. 市民向け法律相談（市民の顧問弁護士の役割）

明石市では、従来から、市役所本庁舎において兵庫県弁護士会所属の弁護士による市民向けの法律相談を実施していました。

これに加えて、平成24年度から、市内各地の市民センター、コミュニティセンター等において、弁護士職員による市民向け法律相談を開始しました（出張法律相談）。

さらに、弁護士職員が病気等の理由で外出が困難な市民の枕元まで訪問して法律相談を行い、必要があれば生活保護等の各種行政サービスにもつなぐ取り組みを開始しました（訪問法律相談）。

なお、弁護士職員は職務専念義務があり事件の受任ができないため、代理人の選任が必要であると判断した相談案件については、弁護士会や法テラスの窓口を紹介しています。

2. 福祉等との連携による総合的支援

明石市では、平成25年度から、社会福祉士及び臨床心理士の資格を有する専門職職員を採用しました。

いじめ対策、虐待防止、成年後見などの分野（高齢者・障害者・児童関連）に関する相談で、法的なアドバイス以外の支援が必要と判断される場合には、専門職職員や関連部署の一般行政職員と連携することにより、総合的な支援を実施しています。

特に近時深刻化している「いじめ問題」については、教育委員会に設けられている窓口とは別に、市長部局に「いじめ総合相談窓口」を開設し、弁護士、臨床心理士、社会福祉士の資格を持つ専門職職員や教員OB職員が対応する体制をとっています。

また、訪問法律相談で他の専門職職員の関与が必要であると判断した場合、他の専門職職員とチームを組み、市民の自宅や病院の枕元等を訪問し、総合的な相談援助を行う取り組みを実施しています。

3. 職員向け法律相談（職員の顧問弁護士の役割）

明石市の弁護士職員は、庁内各部署から寄せられる業務に関する相談のほか、消費生活相談員が担当している市民からの相談への回答等に関する助言も行っています。

弁護士職員が採用されるまでは、顧問弁護士が庁内各部署の業務上の法律相談を担当していましたが、顧問弁護士への法律相談をする際の内部手続きが煩雑であることや、顧問弁護士との日程調整が必要となること等の事情により、迅速なアドバイスが得られない、軽易と思われる案件について相談をしにくいなどの問題点が指摘されていました。

弁護士職員は、職員が業務上抱える法的問題について、気軽に相談を受け、かつ迅速に対応することで、業務の適法性を確保するほか、不適切な初動対応の未然防止を図っています。

平成24年度は333件の相談があり、平成25年度は上半期（9月末まで）だけで246件の相談がありました。

4. 職員の能力向上

明石市の弁護士職員は、庁内の法律相談や日常業務でのかかわりを通じて、一般行政職員の法務能力の向上に努めています。

また、職員向けに、「自治体法務」、「法令実務」等をテーマに研修を実施しています。平成25年度では、「自治体法務検定」を題材とする特別研修を実施し、研修受講生29名の平均点は全国平均を50点上回り（1000点満点）、うち2名は全国で8名しかいない「プラチナクラス」（9割以上の得点）に認定されました（全国2位および7位）。

5. コンプライアンス施策

明石市では、コンプライアンス担当係に弁護士職員を配置しています。コンプライアンス担当の弁護士職員は、コンプライアンス指針やチェックシステムの作成等、市役所組織におけるコンプライアンス体制の構築を図る業務に従事しています。

また、大規模な手当不正受給事件では、外部調査委員会の指示のもと、コンプライアンス担当の弁護士職員が、膨大な資料の精査や多数の職員に対する事情聴取等の調査補助業務を行いました。その結果、調査以前に知られていなかった不正の手口が判明したほか、新たに不正受給していた職員を認定することや手当不正受給の背景を明らかにすることができました。

6. 法規等のチェック（狭義の法務分野）

明石市では、法務課に弁護士職員を配置しています。弁護士職員は、法務課において、各部署から提案される条例・規則・要綱等の内容を精査し、条文を起案するなどの法規事務に従事しています。

7. 訴訟対応

明石市では、弁護士職員が、市を相手方とする訴訟・調停案件について、可能な限り市側の代理人として訴訟活動を行っています。また、専門性の高い案件につき外部弁護士に委任している案件については、原課との橋渡し役として訴訟・調停等の対応に当たっています。

平成24年度以降に申し立てられた案件については、保険で対応できるものを除き、全て弁護士職員が代理人として対応しています。

8. 債権管理・回収

明石市の弁護士職員が、債権管理課と連携しながら、支払督促の申立て、担保権実行による不動産競売申立てなど市が申立側となる案件について、代理人として処理しています。

また、市営住宅の明渡案件では、弁護士職員が、市の代理人として、賃料を滞納している利用者に対する明渡訴訟を行っています。弁護士職員が内容証明郵便を送付しただけで、長期滞納案件が迅速に解決した例もあります。

9. 条例や政策の立案

明石市では、弁護士職員が、新規に展開される施策について、担当部署との協議に参加し、法的側面から支援しています。

特に、犯罪被害者に対する賠償金の立替制度等を規定する犯罪被害者支援条例の改正案や、障害者に対する差別を解消することを目的とする条例案については、弁護士職員が中心となって検討しています。

10. その他

① 市民向けセミナー等の講師

消費者問題や相続等の身近な法律問題について、弁護士職員が、市民向けのセミナー講師を担当しています（平成24年度は6回実施）。

② オンブズマン関連業務

オンブズマン担当の弁護士職員が、市民からの問い合わせへの対応、面談・調査記録等の作成、関係機関との折衝等の業務を担っています。

③ クレーム対応

不当要求の疑いのある事案やハードクレーム事案等については、弁護士職員が直接クレーム対応にあたっています。

④ 議会対応業務

管理職の役職についている弁護士職員は、常任委員会に出席して必要な事項の説明を実施し、理事者側の資料作成等の議会対応にも従事しています。

⑤ 福利厚生としての職員法律相談

職員が安心して仕事に取り組めるよう、弁護士職員が、職員の個人的な法律問題について、業務として法律相談を実施しています。

以上